

鹿屋市生活支援体制整備事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市生活支援体制整備事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第74号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 生活支援体制整備アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の配置
第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（アドバイザー）

第6条 アドバイザーは、高齢者の居場所作り、有償ボランティアその他地域の多様な活動による地域づくりに関する知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 アドバイザーの任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 アドバイザーは、次に掲げる活動を行う。

- (1) コーディネーターの活動及び協議体の設置に係る相談対応
- (2) 高齢者の支援に係る担い手育成及び研修の企画に係る支援
- (3) 事業に係る会議及び研修会への参加
- (4) その他事業実施に必要な支援

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。